

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【公開番号】特開2010-207136(P2010-207136A)

【公開日】平成22年9月24日(2010.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-038

【出願番号】特願2009-56399(P2009-56399)

【国際特許分類】

A 01 K 85/00 (2006.01)

【F I】

A 01 K 85/00 301A

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月28日(2011.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エギ本体後端から延出する軸体に傘針が抜き差し自在に係止されるようになっているものであって、該軸体・傘針相互の係止力が予め設定される静荷重に設定され、該静荷重を越えたときには傘針が軸体を滑り抜けるようにしたことを特徴とする傘針交換可能なイカ釣り用エギ。

【請求項2】

傘針の軸部を金属製パイプで構成しこの中に丁度納まる中空ゴムパイプ或いはゴム製チューブを嵌め込んで固着し、エギ側軸体をこのゴムパイプ孔或いはゴム製チューブに押し込んで取り付けたものである、請求項1記載の傘針交換可能なイカ釣り用エギ。

【請求項3】

傘針の中空ゴムパイプ或いはゴム製チューブに替えて、プラスチックや金属のチューブを用い、エギ側軸体の外表面或いはプラスチックや金属のチューブの内表面に凹凸を設け、接触部分が弾性変形するものである、請求項1記載の傘針交換可能なイカ釣り用エギ。

【請求項4】

エギ本体後端から延出する軸体に傘針が係止されたエギであって、該軸体・傘針相互の係止力が静荷重1.5~2.5kgに設定されており、該設定値を越えた場合には傘針が軸体上を滑り抜けるよう構成されるものである請求項1、請求項2記載又は請求項3記載の傘針交換可能なイカ釣り用エギ。